

第四次茂原市子ども読書活動推進計画

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本を読んでもらう時、そして自分で読めるようになった時、子どもは物語の主人公とともに自分とは違う人生を生きることができます。本の世界は心の幅を広げ、そこから養われる想像力が生きていく力となって、子どもの成長を促します。そして小さい頃に本の楽しさに出会った子どもは、その読書体験を基に、本を友として人生を歩んでいく大人になっていくのです。

しかし近年、子どもを取り巻く生活環境は様々な情報メディアの普及等によって大きく変化しており、子どもと本をつなぐためには、これまで以上に大人の役割が重要となります。まず、それぞれの家庭や幼稚園・保育所での絵本の読み聞かせが最初の読書体験の基となりますが、特に乳幼児期の絵本の読み聞かせは、豊かな感情や思いやりの心を育み、子どもの健全な成長によい影響を与えてくれるだけでなく、家庭にとって親子の絆や家族のコミュニケーションを深めることにつながります。

さらに子どもに読書習慣を身につけさせるためには、大人が子どもの読書活動の大切さを理解し、自ら読書する姿を子どもに示すことにより、読書のおもしろさや大切さを伝えることが必要です。

そこで、家庭、幼稚園・保育所、学校、図書館や行政だけでなく、地域のボランティアとも連携・協力することで、それぞれの子どもの成長にあわせた本が、いつでもどこでもすぐそばにあって、それを手渡す大人がいる読書環境の整備を推進する必要があります。

2 計画の背景

[国]	平成13年	12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
[国]	平成14年	8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
[県]	平成15年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」策定
[市]	平成16年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」策定
[国]	平成17年	7月	「文字・活字文化振興法」制定
[国]	平成18年	12月	「教育基本法」改正
[国]	平成20年	3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)策定
[県]	平成22年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」(第二次)策定
[市]	平成23年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」(第二次)策定
[国]	平成23年	4月	「学習指導要領」実施
[国]	平成25年	5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)策定
[国]	平成26年	7月	「学校図書館法」一部改正の公布 (学校司書配置の努力義務規定の新設)
[県]	平成27年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」(第三次)策定
[市]	平成28年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」(第三次)策定
[国]	平成30年	4月	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)策定
[県]	令和2年	2月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」(第四次)策定
[国]	令和2年	4月	「新学習指導要領(小学校)」全面实施
[国]	令和3年	4月	「新学習指導要領(中学校)」全面实施

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

3 計画の位置付け

子どもの読書活動の推進については、「茂原市総合計画(基本計画)」の「基本政策1 人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》」の「学習機会・内容の充実」の中に位置付けられており、また「社会で生きる力の育成」の中の「確かな学力の育成」の具体的方策としても位置付けられています。

また、令和3年3月策定の「茂原市教育施策の大綱」の「基本方針2 心を育む人間教育の推進」の施策の一つとしても位置付けされているところです。

茂原市教育委員会では、これらの計画を踏まえ、第一次、第二次及び第三次推進計画に引き続き、第四次茂原市子ども読書活動推進計画を策定します。

第2章 第三次推進計画における成果と課題

1 成果

(1) 継続的な子どもの読書活動推進のための体制の整備

茂原市子ども読書活動推進会議を設置・開催し、新規施策等の進捗状況について点検を行いました。

また、推進会議の活動として、市立幼稚園及び保育所に子どもを通わせている保護者への「読み聞かせに関するアンケート」や、市内小中学校教職員に対する「学校図書館の利用等に関するアンケート」を実施し、子どもの読書環境を取り巻く状況の把握に努めました。

推進会議【目標】年2回開催 → H28年度2回・H29年度1回 H30年度2回・R1年度1回開催

(2) 学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制の強化

ア) 学校における読書活動の充実を図る上での連携の整備

指定管理者による管理運営となった市立図書館と学校図書館との「学校図書館・市立図書館連絡会議」を開催し、相互の情報交換や司書教諭・図書担当教員及び学校司書を対象にしたブックトークやビブリオバトル等の研修会を通して学校図書館従事者の資質向上に努めました。

また、市立図書館は学校図書館を補完するために団体貸出の拡充を図りました。

連絡会議（研修会を含む）【目標】年1回開催 → H28～R1年度各1回開催 団体貸出資料数【目標】H32年度40件1,200冊 → R1年度111件1,751冊

イ) 学校図書館の図書整備基準や人的整備に関する手引きの作成等

平成28年度に教育委員会として学校図書館の標準化に向けた茂原市立学校図書館資料収集方針及び除籍方針や学校図書館図書仕様書、学校支援ボランティアの手引きを作成しました。

また、市立図書館の担当者を講師として学校支援ボランティアに対する読み聞かせや図書修理の研修会を開催し技術の向上を図りました。

(3) 家庭・地域及び幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

ア) 家庭・地域における読書活動に関する事業の普及

6か月乳児相談時に行うブックスタート事業や、3歳児家庭教育学級における絵本の講座等を継続して実施しました。

保護者は「子どもと本をつなぐ」最初の大人であり、家庭での絵本の読み聞かせを通して親子で本の楽しさを分かち合う大切さを浸透させました。

イ) 幼稚園・保育所における読書活動に関する事業の普及

幼稚園には、多くの絵本がホールなどに並べられています。

そこで週1回、園児が自分で選んだ絵本を家庭に貸出し、家庭での読み聞かせにも活用されました。

また保育所においては、平成28年度より市内の読み聞かせボランティアが各保育所に出向いて年中・年長児を対象とする「出張おはなし会」を開始しました。

保育所への出張おはなし会

平成28・29年度 各保育所年1回開催

→ 平成30・令和元年度 年2回開催

(4) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

ア) 読書活動に関する自主事業の展開

市立図書館は、第三次推進計画と同時期に指定管理者による管理運営となりました。そこで新たに「子ども(小学生)向け図書館だより」の発行や「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、中高校生向けの本を集めた「ティーンズコーナー」の設置など読書に対する関心を高める自主事業を実施しました。

「図書館を使った調べる学習コンクール」応募数

平成28年度 46作品 → 令和元年度 1,004作品

イ) 障害のある子どもへの読書サービスの展開

平成28年度より視覚障害のある子どもが読書を体験できる録音図書(DAISY)の受入を開始し、図書館内での視聴ができるようになりました。

また、リーディングトラッカーなどの読書補助具を導入し館内での貸出を開始しました。

リーディングトラッカー：視覚障害がある人の読書をサポートする器具で、読みたい行に合わせる
と本が読みやすくなる。

(5) 学校図書館の充実と活性化の進展

全小学校図書館へ学校司書を配置

平成29年度に4小学校をモデル校として学校司書の配置を開始し、平成30年度に6小学校、令和2年度に全14小学校に配置されたことで児童に対するより良い読書環境の整備が図られました。

また、学校司書が授業の中で読み聞かせやブックトークを実施したり、教職員が授業で使用する図書の選書や貸出の準備をするなどの授業支援を行いました。

2 課題

(1) 市立図書館と学校司書等との連携の強化

市立図書館は、学校図書館における機能の継続的な充実をサポートするために、学校司書が配置されている小学校については、引き続き「学校図書館・市立図書館連絡会議」を通して各学校図書館の蔵書状況等を把握し、より包括的で効率的な団体貸出等を行うことが重要となります。

また、団体貸出の浸透が不十分な中学校に対しても、そのシステムや活用の仕方について「学校図書館・市立図書館連絡会議」において継続して発信し、図書担当教員との連携を強化することが必要となります。

(2) 中学校における学校司書の配置

小学校図書館における学校司書の配置については、平成30年度に茂原市子ども読書活動推進会議が実施した「市内小中学校教職員に対する学校図書館の利用等に関するアンケート」でも、学校司書配置校及び未配置校どちらの教職員を問わず「学校図書館の機能強化のための有効な手立て」としての1番目に「学校司書の配置」を挙げています。

茂原市として小学校と同様に中学校においても、読書活動の充実をめざし、中学校の学校図書館に学校司書を配置することが求められます。

(3) 認定子ども園との読書活動推進のための連携体制の整備

令和3年4月から、市として初めての茂原市公私連携幼保連携型認定子ども園としてほのおか子ども園が開園し、令和4年4月から(仮称)茂原市南部認定子ども園の開園も予定されています。

それに伴い、既存の公立幼稚園や保育所が閉園になるなど茂原市の幼児を取り巻く環境が変化する中で、認定子ども園を含めた読書活動における連携体制の整備が必要となります。

第3章 第四次計画の基本的方針

1 目的

第三次推進計画における成果と課題に加え、新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校において完全実施されるなど、子どもを取り巻く状況や社会の変化を踏まえ、次の2つの基本方針を定め子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

～子どもが本に親しみながら成長していくために～

I 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するには、家庭、地域、幼稚園・保育所、小・中学校、市立図書館及び教育委員会等の関係機関が、それぞれの役割を果たすことはもとより、相互に連携・協力して子どもの発達段階に応じた人的・物的相互の読書環境を整備していくことが大切です。このための連携体制を強化し読書環境の整備に努めます。

II 発達段階に応じた切れ目のない読書への関心を高める施策の展開

子どもの発達段階に応じて、家庭、地域、幼稚園・保育所、小・中学校、市立図書館及び教育委員会が連携・協力を深めながら、子どもの自主的な読書活動を支援する事業等を推進し、その成長に合わせた読書に親しむことができるような機会の提供と充実に努めます。

3 計画期間

令和3年度からおおむね5か年とします。